

当社の労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)

(派07—300324)

令和7年度労働者派遣事業報告書(年度報告)を基に情報を公開いたします。

株式会社 ジャンプス

福島県南相馬市原町区南町1丁目1-1



1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数 (1日平均)	29人	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)
派遣先 事業所数	26件	14,390円	9,008円
マージン率 (①-②) ÷ ① × 100	37.4%		

※ 賃金には、給料・手当・賞与等を含みます。

※ マージンには、

- | | | |
|--------------|------------|-----------|
| ・社会保険料 | ・年次有給休暇費用 | ・特別休暇 |
| ・教育訓練費 | ・会社運営費・顧問料 | ・忌引き |
| ・福利厚生費 | ・広告代・営業費 | ・遠方への面接費用 |
| ・従業員スキルアップ費用 | ・設備補修費 | ・社用車維持費 |

などが含まれます。

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項教育訓練に関する事項

- ① キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先(担当者名:高山 健司 TEL:0244-23-0999)
- ② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	賃金支給	実施主体	対象者の費用負担
パソコン管理上の注意事項	採用 スタッフ	有給	派遣元事業主	無
職場でのマナー心得				
個人情報、機密情報の保護				
仕事上の注意事項				
安全対策				
スキルアップへの心得				

3. 福利厚生に関する事項

- ・ 各種社会保険 (労災保険、雇用保険、厚生年金、健康保険)
- ・ 定期健康診断の受診
- ・ 年次有給休暇、特別休暇
- ・ 通勤、責任者手当の支給

4. 労使協定締結の有無

◇労使協定を締結して(いる) ・ いない)

労使協定を締結している場合は、

- ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲(すべての業務に従事する者)
- ・ 労使協定の有効期間の終期(令和9年3月31日)